

認定こども園の保育認定区分と利用料金について

1号認定（60名）と2号認定（30名）

認定区分	1号認定＋預かり保育 【みどりんこ】 ※ 認定を受けると新2号認定	2号認定	
		保育標準時間	保育短時間
利用時間	7:15～18:30	7:30～18:30	8:00～16:00
保育料	無償 ただし、預かり保育利用分は 預かり保育料がかかります。	無償 ただし、利用時間を超えた利用は 預かり保育料がかかります。	無償 ただし、利用時間を超えた利用は 預かり保育料がかかります。
預かり保育料	就労等で「保育の必要性の認定」を受けた場合（新2号認定）は、 日額450円の補助があります。 【朝のみどりんこ】 7:15～7:29 100円 7:30～7:59 100円 8:00～8:40 無料 【帰りのみどりんこ】 <通常保育日> 保育終了後～18:00 400円 18:01～18:30 100円 <短時間保育日> 保育終了後～18:00 500円 18:01～18:30 100円 【長期休業中のみどりんこ】 7:15～7:59 100円 8:00～13:30 400円 13:31～18:00 400円 18:01～18:30 100円	無償 ただし、利用時間を超えた利用は 延長保育の料金がかかります。 <延長保育> 7:15～7:29 100円	無償 ただし、利用時間を超えた利用は 延長保育の料金がかかります。 <延長保育> 7:15～7:29 100円 7:30～7:59 100円 16:00を過ぎると 1時間につき200円 18:01～18:30 100円
認定の要件 （就労の場合）	1ヶ月64時間以上就労されている方（予定を含む） （就労証明書による）	1ヶ月120時間以上就労されている方（予定を含む） ※ 出勤時間が9時前、または 退勤時間が15時過ぎの方は 保育標準時間となります （就労証明書による）	1ヶ月64時間以上120時間未満 就労されている方（予定を含む） および、出勤時間が9時過ぎで 退勤時間が15時前の方は 保育短時間となります。 （就労証明書による）
給食 完全給食	希望によりお弁当選択制 ※幼児教育の無償化により副食費が 免除になる方がいます。長期休業中 の副食費は免除になりません。	毎日給食を提供 ※幼児教育の無償化により副食費 が免除になる方がいます。	毎日給食を提供 ※幼児教育の無償化により副食費 が免除になる方がいます。

※満3歳のお子さんについては、就労等の要件を満たしている方で、市町村税課税世帯のため認定を受けられない場合は料金を園で負担いたします。詳細はお問合せください。

※療育等の手帳をお持ちの方は写しの提出をお願いいたします。